

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和5年1月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格記録管理・保険料賦課徴収・給付実績管理等の事務を行う。以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請・届出の受理 ・申請・届出に係る事実についての審査 ・申請・届出に対する応答に関する事務 2 国民健康保険法による被保険者証及び各種証明書等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・高齢受給者証に関する事務 ・食事療養標準負担額減額認定証に関する事務 ・生活療養標準負担額減額認定証に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 3 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 5 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 6 国民健康保険法第七十六条第一項保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 7 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 8 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1 資格管理機能 ・資格の得喪管理、保険料緩和措置対象者管理及び証関連の発行機能 2 給付管理機能 ・レセプト情報の管理、高額療養費等の計算、支給管理及び各給付の通知発行機能。 3 賦課管理機能 ・保険料算出、賦課状況参照、保険料試算及び納付証明書の発行機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （次期国保総合システムおよび国保情報集約システム）
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(統合データベース)
②システムの機能	1 システム連携基盤 ・各システムの共通データ管理、文字管理のほか、システム間のデータ授受を行う。 2 統合運用基盤 ・監視対象となる共有基盤や各システムの監視、管理を行うほか、各システムでの処理実行結果の管理を行う。 3 セキュリティ基盤 ・アカウントの一元管理を行うほか、認証ログやアクセスログ管理、パターンファイル配信、バッチ管理などを行う。 4 インフラ基盤 ・複数のシステムで使用するストレージ内のデータバックアップ及びリストアを行うほか、各システムで作成された印刷イメージをもとに印刷などを行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （各保険システム、各福祉システム）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムと各業務システムとの情報授受の仲介機能(符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、既存システム接続機能、記録管理機能、データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能等)
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （

システム6									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険ファイル 2. 口座登録・連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者とその世帯員
その必要性	番号法第9条第1項 別表第一 30項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル)
その妥当性	番号法第9条第1項 別表第一 30項の規定に定められた業務を行うために必要となる項目であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年2月
⑥事務担当部署	健康局 保険医療部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、日本年金機構、後期高齢者医療広域連合、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療保険者、和歌山県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第一 30項の規定に定められた業務を行うために必要となる項目であるため。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課、サービスセンター(7箇所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【資格】 ・ 国民健康保険の資格の取得および喪失情報の管理 ・ 保険料緩和措置対象者の開始・終了情報の管理 ・ 保険証(通常証・短期証・資格証)、高齢受給者証等の作成 【給付】 ・ 和歌山県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報の管理 ・ 高額療養費等の計算及び支給情報の管理 ・ 給付のお知らせ通知及び支給決定通知の作成 【賦課】 ・ 保険料の算出及びその算出根拠となった情報の管理 ・ 保険料額の通知及び保険料の納付書の作成 ・ 保険料納付情報の管理 【資格継続業務】 ・ 和歌山県国民健康保険団体連合会との国保資格継続業務連携を日次で行う。 【高額該当の引き継ぎ業務】 ・ 和歌山県国民健康保険団体連合会との高額該当の引き継ぎ業務連携を月次で行う。	
情報の突合	資格に関する申請と住民基本台帳関係情報を突合し、死亡、転出などによる資格情報を確認する。住民基本台帳関係情報と地方税関係情報を突合し、保険料賦課情報を作成する。	
⑥使用開始日	平成29年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	
各種通知書印刷代行	
①委託内容 各種通知書の印刷・封入作業の代行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 和歌山市情報公開条例により公文書の開示請求を行うことにより確認することができる。	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2	
システムの運用保守	
①委託内容 国民健康保険システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 紀陽情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3	
資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 和歌山県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項 資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (29) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	国民健康保険法による給付関係情報等であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者全員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	和歌山県国民健康保険団体連合会
①法令上の根拠	国民健康保険法 第四十五条
②提供先における用途	・被保険者の資格喪失の確認 ・市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 ・オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供
③提供する情報	被保険者マスタ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎月1回

移転先1	市民環境局 市民部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第七条 十
②移転先における用途	住民票に記載を行うため
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	国民健康保険被保険者の資格取得又は喪失時
移転先2	福祉局 こども未来部 こども家庭課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	和歌山市こども医療費の支給に関する条例及び和歌山市ひとり親家族等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先3	福祉局 社会福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の決定に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉局 こども未来部 こども家庭課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和54年条例第14号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先5	福祉局 社会福祉部 障害者支援課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6	健康局 保険医療部 保険総務課
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	和歌山市老人医療費の支給に関する条例による老人に対し医療費を支給する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 国民健康保険ファイル

(1) 資格異動ファイル

国保世帯番号 旧自治体区分 宛名番号 履歴番号 記載順位 続柄区分 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4
続柄名称 表示用続柄 適用開始年月日 税用開始年月日 適用開始事由 開始届出日 適用終了年月日 税用終了年月日
適用終了事由 終了届出日 異動日 事由 届出日 転居区分 転居国保世帯番号 退職区分 該当年月日 税用該当年月日
該当届出日 非該当年月日 税用非該当年月日 非該当届出日 受給権発生日 受給年金名称 受給年金種別 退職履歴番号
退職本人 退職続柄コード1 退職続柄コード2 退職続柄コード3 退職続柄コード4 退職続柄名称 資格側更新日 税側更新日
作成区分 削除区分 異動日連番 処理日

(2) 緩和措置異動情報ファイル

宛名番号 履歴番号 更新連番 対象区分 届出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保世帯番号 削除区分 処理日

(3) レセプト情報ファイル

旧自治体区分 管理番号 履歴番号 国保世帯番号 証番号 宛名番号 登録月 福祉区分 資格区分 年齢区分 課税区分
負担区分 負担区分(個人) 領収額 償還判定額 既高額償還額 高額償還額 作成区分 診療月 審査月 外部キー1
外部キー2 レセ区分 レセ資格区分 レセ年齢区分 調整区分 過誤区分 処理区分 診療種別 入外区分 内外区分
返戻区分 返戻事由 申出日 レセ証番号 入院開始日 実日数 初診点数 公費1法別番号 公費1負担者番号
公費1受給者番号 公費2法別番号 公費2負担者番号 公費2受給者番号 医療機関コード 高額計算除外フラグ
イメージ番号 高額償還額 高額償還額(現物) 高額償還額(償還) レセプト共通番号 処方元医療機関コード
減免区分 減免金額 公費3法別番号 公費3負担者番号 公費3受給者番号 公費4法別番号 公費4負担者番号
公費4受給者番号 公費5法別番号 公費5負担者番号 指定公費金額

(4) 高額療養費支給情報ファイル

国保世帯番号 旧自治体区分 整理番号 診療月 計算月 支給月 支給区分 決定区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢)
支給方法 支給種別 福祉区分 受給者宛名番号 支給判定額合計 貸付額 既支給額(一般) 既支給額(退職) 支給額(一般)
支給額(退職)

(5) 国保療養費支給情報ファイル

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 宛名番号 登録月 連番 支給月 診療月 資格区分 年齢区分
課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 負担割合 決定区分 診療区分 診療種別 入外区分 医療機関区分
医療機関県コード 医療機関コード 件数 日数 費用額 定率負担額 一部負担金 他法負担金 食事療養費
食事日数 標準負担額 支給額 高額対象区分 削除区分 福祉区分

(6) 出産育児一時金支給情報ファイル

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 対象者個人番号
出産児個人番号 出産児氏名 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 出生日 出産の種類
死産の週 出産者氏名 続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 申請者氏名 申請者住所
代理人区分 委任状区分 申請日 請求額 申請区分 医師氏名 助産婦氏名 入院医療機関コード 備考
産科医療補償制度加入区分 削除区分

(7) 葬祭費支給情報ファイル

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分
死亡者氏名 死亡者続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 死亡日 葬祭日 葬祭執行者氏名
葬祭執行者続柄名称 葬祭執行者続柄コード1 葬祭執行者続柄コード2 葬祭執行者続柄コード3 葬祭執行者続柄コード4
申請日 申請者氏名 申請者郵便番号 申請者住所 請求額 申請区分 備考 削除区分

(8) 食事差額療養費支給情報ファイル

国保世帯番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 食事療養費/生活療養費区分 決定区分 資格区分
年齢区分 受理日 対象期間開始日 対象期間終了日 対象日数 未申請理由区分 未申請理由備考 支給額
医療機関コード 削除区分 福祉区分

(9) 賦課基本ファイル

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 翌年度通知書番号 世帯主宛名番号 事由
更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 賦課期日軽減区分 住民税課税区分
譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 清算区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員
現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 均等割額 積算税額
限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2
月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月
軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(10) 介護基本ファイル

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛番号 事由 更正日 更新区分
申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分
軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 所得人員 所得額 課税標準額 所得割額
資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6
軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 月割減額 端数 減額合計 減免額
過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月
軽減1月 軽減2月 軽減3月

(11) 支援基本ファイル

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛番号 事由 更正日
更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分
専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 所得人員 所得額
課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額
軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数
減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月
軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(12) 賦課個人ファイル

国保世帯番号 宛番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 最新資格区分 最新介護資格区分
最新退職区分 賦課期日資格区分 賦課期日介護資格区分 賦課期日退職区分 賦課発生時資格区分 賦課発生時介護資格区分
軽減判定区分 資格4月 資格5月 資格6月 資格7月 資格8月 資格9月 資格10月 資格11月 資格12月
資格1月 資格2月 資格3月 介護資格4月 介護資格5月 介護資格6月 介護資格7月 介護資格8月 介護資格9月
介護資格10月 介護資格11月 介護資格12月 介護資格1月 介護資格2月 介護資格3月 所得額 課税標準額
所得割額 介護所得割額 支援所得割額 軽減判定所得 資産税額 資産割額 介護資産割額 支援資産割額
専従区分 老年者区分 申告区分 主所得区分 住民税課税区分 住民税所得割額 住民税均等割額 最新資格取得日
最新資格喪失日 最新続柄 介護該当日 介護非該当日 誕生日65歳 更正日 事由 介護更正日 介護事由
軽減判定取得日 積算該当区分 個人年税額 続柄名称 資格履歴番号 独自項目1 独自項目2 独自項目3
4/1時点離職者区分 最新離職者区分(賦課時点) 離職者区分4月 離職者区分5月 離職者区分6月 離職者区分7月
離職者区分8月 離職者区分9月 離職者区分10月 離職者区分11月 離職者区分12月 離職者区分1月
離職者区分2月 離職者区分3月 離職軽減用総所得 離職軽減用課税標準額 離職軽減用軽減判定所得
給与所得 離職軽減用給与所得 離職軽減時医療分所得割 離職軽減時介護分所得割 離職軽減時支援分所得割

(13) 期割情報ファイル

科目コード 科目詳細コード 国保世帯番号 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 現年過年区分
調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者宛番号 更正日 全体税額
退職税額 医療全体税額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税額 支援全体税額 支援退職税額
不納欠損額(医療全体) 不納欠損額(医療退職) 不納欠損額(介護全体) 不納欠損額(介護退職) 不納欠損額(支援全体)

(14) 国保資格取得喪失年月日連携ファイル

国保世帯番号 宛番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 国保資格取得届出日
国保資格取得年月日 国保資格取得事由 国保資格喪失届出日 国保資格喪失年月日 国保資格喪失事由 予備1
予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 得喪履歴連番 最新区分 履歴連番 取込日

(15) 高額該当引継情報ファイル

国保世帯番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 年度 高額該当区分__4月 高額該当区分__5月
高額該当区分__6月 高額該当区分__7月 高額該当区分__8月 高額該当区分__9月 高額該当区分__10月 高額該当区分__11月
高額該当区分__12月 高額該当区分__1月 高額該当区分__2月 高額該当区分__3月 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6
予備7 予備8 予備9 予備10 最新区分 履歴連番 取込日

(16) 枝番管理ファイル

国保世帯番号 宛番号 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)

(17) 券面記載情報ファイル

国保世帯番号 宛番号 券面記載の被保険者証記号 券面記載の被保険者証番号 券面記載の氏名(漢字)
券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 被保険者証裏面への性別記載の有無
DV被害者等に関する自己情報不開示の申出の有無 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 口座登録・連携ファイル

宛名番号
世帯番号
生年月日
電話番号
氏名かな
氏名漢字
地区コード
大字コード
金融機関
口座番号
個人番号
法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険ファイル 2. 口座情報・連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本人又は本人の代理人からの入手 ・対象者以外又は本人確認に必要のない特定個人情報を入手しないよう、本人確認を徹底するとともに守秘義務等についての指導を徹底する。</p> <p>2 住民記録システムからの入手 ・庁内連携システムを介して入手を行うため、目的外の特定個人情報を入手することはない。 ・住民記録システムから直接入手する場合、目的外の特定個人情報を入手しないよう指導を徹底するとともに、必要に応じてアクセスログを取得して解析・追跡を行う。</p> <p>3. 国保連合会からの入手 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>*1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 *2:ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した特定個人情報の正確性に疑義が生じた場合、国民健康保険システムにて突合・確認を行い、不正確な場合は入手元への連絡等により正確な特定個人情報を確認する措置を講じる。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)国民健康保険システムにおける措置 個人番号利用業務以外又は個人番号権限者以外は国民健康保険システムの情報にアクセスできないように制御を行っている。特に、番号制度の事務に携わる者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。</p> <p>(2)国保総合PCにおける措置 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>(1)国民健康保険システムにおける措置 国民健康保険システムを利用する必要がある職員等について、個人毎にIDと操作権限を発行するとともに、パスワードによる認証を行っている。権限の取得・喪失に対しては、速やかにIDの発行・停止を行う。 共用IDは発行せず、必ず個人に対しIDを発行する。</p> <p>(2)国保総合PCにおける措置 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>
その他の措置の内容	課及び班(業務)毎に、操作権限は必要なもののみを発行する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>権限者以外が権限者のIDで情報にアクセスすることがないよう、ログインしたまま端末を放置せずに離席時にはログアウトすること、IDやパスワードの使い回しを行わないこと、パスワードを定期的に変更すること等、指導を徹底する。 不正利用の疑義が生じた場合、必要に応じてアクセスログを取得して解析・追跡を行う。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	データ移転先からの申請書を求め、データ移転先が示した法的根拠等を判断した後、承認を得たもののみ、データの移転を許可する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
権限者以外が不正な提供・移転を行うことがないよう、操作権限により制御を行う。庁内連携システムを通じて行われる提供・移転については、提供・移転された情報が逐一保存される仕組みがあり、不適切な提供・移転を防止する措置が講じられている。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。	
再発防止策の内容	①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。	
その他の措置の内容	特定個人情報が保有されているサーバの設置場所では、監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。 端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対して、システムでの自動削除は行っていない。必要に応じて削除操作を実施する。保管期間が過ぎた紙媒体については職員が直接破棄を行う。		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員及び会計年度任用職員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 委託業者に対しては、契約内容に秘密の保持と個人情報保護に関して従事者への周知を義務付けている。 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和歌山市健康局保険医療部国保年金課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1057
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月5日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追加記載)	7 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	
令和2年6月5日			8 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。		

令和2年6月5日			<p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>		
令和2年6月5日	<p>I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能</p>	(追加記載)	<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	事前	
令和2年6月5日	<p>I 基本情報 3.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称</p>	(追加記載)	医療保険者等向け中間サーバー	事前	

<p>令和2年6月5日</p>	<p>I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能</p>	<p>(追加記載)</p>	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p>	<p>事前</p>	
-----------------	--	---------------	--	-----------	--

令和2年6月5日			<p>(ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none">・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。		
----------	--	--	---	--	--

令和2年6月5日			<p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 <p>(ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 		
令和2年6月5日	4. 個人番号の利用※法令上の根拠	(追加記載)	国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月5日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(追加記載)	<p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(追加記載)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	

令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	(新規記載)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	(新規記載)	10人未満	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	(新規記載)	和歌山県国保連合会 (和歌山県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ④再委託の有無 ※	(新規記載)	再委託する	事前	

<p>令和2年6月5日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>(新規記載)</p>	<p>委託先の和歌山県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、和歌山県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和2年6月5日</p>			<p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>		

令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑥再委託事項	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(新規記載)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	(新規記載)	10人以上50人未満	事前	
令和2年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	(新規記載)	支払基金	事前	

令和2年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ④再委託の有無 ※	(新規記載)	再委託する	事前	
令和2年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	事前	

令和2年6月5日			<p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>		
令和2年6月5日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑥再委託事項</p>	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	

令和2年6月5日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(追加記載)	<p>16.枝番管理ファイル 国保世帯番号 宛名番号 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</p> <p>17.券面記載情報ファイル 国保世帯番号 宛名番号 券面記載の被保険者証記号 券面記載の被保険者証番号 券面記載の氏名(漢字) 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 被保険者証裏面への性別記載の有無 DV被害者等に関する自己情報不開示の申出の有無 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</p>	事前	
----------	---------------------	--------	---	----	--

<p>令和2年6月5日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 ・具体的な方法</p>	<p>(追加記載)</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和2年6月5日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	<p>事前</p>	

令和2年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	(3)件	(5)件	事前	
令和2年6月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[] 情報システムネットワーク [] 住民基本台帳システムネットワーク	[O] 情報システムネットワーク [O] 住民基本台帳システムネットワーク	事前	
令和2年6月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ②提供先における用途	追加記載	・オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事前	
令和2年6月5日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	職員(非常勤職員及び賃金支弁職員を含む)	職員及び会計年度任用職員	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(中間サーバー、各保険システム、各福祉システム、)	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他(中間サーバー)	事後	事前の報告が義務付けられていないため

令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	—	電子申請システム	事前	
令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	—	国が整備したびったりサービスを通じて電子申請を受け、受信した申請書を印刷する	事前	
令和3年4月21日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	和歌山市総務局総務部市政情報課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和5年1月27日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険ファイル	1. 国民健康保険ファイル 2. 口座登録・連携ファイル	事前	

令和5年1月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法 第19条第7号 別表第二 42・43・44・45の各項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法 第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の各項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22の2、第24の2、第25条、第31の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法 第19条第8号 別表第二 42・43・44・45の各項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法 第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の各項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22の2、第24の2、第25条、第31の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険ファイル	1. 国民健康保険ファイル 2. 口座登録・連携ファイル	事前	
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【 】その他()	【○】その他(口座情報・連携ファイル)	事前	
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	【○】行政機関・独立行政法人 (各都道府県、各市町村)	【○】行政機関・独立行政法人 (各都道府県、各市町村、デジタル庁)	事前	
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	事前の報告が義務付けられていないため

令和5年1月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1参照)	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和5年1月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二の第2欄に定める事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に定める事務(別紙1参照)	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和5年1月27日	(別添1)ファイル記録項目		2. 口座登録・連携ファイル 宛名番号 世帯番号 生年月日 電話番号 氏名かな 氏名漢字 地区コード 大字コード 金融機関 口座番号 個人番号 法人番号	事前	
令和5年1月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険ファイル	1. 国民健康保険ファイル 2. 口座登録・連携ファイル	事前	
令和5年1月27日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり 【その内容】 ①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。 【再発防止策の内容】 ①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた	事後	事前の報告が義務付けられていないため